

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成28年3月7日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1	訴えの相手方	東京都中央区佃一丁目11番8号 日本ロジテック協同組合 代表理事 軍司 昭一郎
2	請求の趣旨	1 被告は、原告に対し、被告と原告との間に締結した電力供給契約に係る次に掲げる金員を支払え。 (1) 未納の電力料金(222,595,377円及び2月分未確定料金)及びそれらの支払を遅滞した日から支払済みまで1日につき当該料金の2,000分の1に相当する額の延滞金 (2) 支払期日に遅れて納入された電力料金に係る延滞金(10,576,270円) (3) 契約保証金相当額の損害金(85,405,947円)及びこれに係る平成28年3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金 2 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及び仮執行宣言を求める。 ただし、訴えの提起までに上記の全部又は一部の支払があった場合、訴えを提起しないこととし、又は当該支払に係る部分を差し引いて請求する。
3	訴えを提起する理由	本市清掃工場の余剰電力売払業務において、電力供給契約に基づく債務を履行しない相手方に対し、請求の趣旨記載の判決を求め、訴え

		を提起するものである。
--	--	-------------